

武蔵野市健康福祉施策審議会・合同部会（第1回）議事要旨

日時	令和5年11月1日（水）午後6時30分から9時00分まで
場所	武蔵野スイング スカイルーム
出席委員 （敬称略）	伊藤さつき、稲住成由美、岩本操、北島勉、久留善武、後藤耕示、小安邦彦、中嶋伸、山井理恵、渡邊大輔
事務局	健康福祉部長、健康福祉部保健医療担当部長兼健康課長、地域支援課長、生活福祉課長、高齢者支援課長、高齢者支援課相談支援担当課長、障害者福祉課長、健康課地域保健調整担当課長、健康課新型コロナウイルスワクチン接種担当課長、保険年金課長 他

1 委嘱状交付（略）

2 市長挨拶（略）

3 武蔵野市健康福祉施策推進審議会及び各個別計画専門部会について

資料1「武蔵野市健康福祉施策推進審議会設置条例について」を事務局が説明。

4 審議会委員・専門部会員及び事務局紹介（略）

5 部会長・副会長選出

資料1-⑤「武蔵野市健康福祉施策審議会設置条例施行規則」の第3条に基づき、互選により会長に渡邊委員（成蹊大学文学部教授）、副会長に岩本委員（障害者福祉計画・第7期障害福祉計画専門部会 部会長）が決定。

6 議事

第4期健康福祉総合計画・各個別計画 中間のまとめ（案）について

（1）高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

資料2「武蔵野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 中間のまとめ（案）」を事務局が説明。

【委員】 今回の計画では、新規に「聴こえの問題への支援」を行うとあったが、聴こえの問題は認知症にも関係するため重要だろう。認知症の問題では、チームオレンジや見守り支援事業など、より一層の充実がなされている。また、人材不足の問題がある。特に高齢福祉では、介護保険制度が始まった頃にケアマネジャーになった人が現在60歳前後になっていることも含めて人材の確保も計画に盛り込んでいる。また、武蔵野市では大規模施設を作るのが難しいこともあり、小規模多機能型居宅介護や認知症グル

ープホームなどの比較的小規模な施設の整備が計画にも盛り込まれている。

【委員】 武蔵野市は、地価が高いこと等から、施設整備が難しい環境にあり、在宅重視の政策展開を行ってきた。特に2025年、2040年を見据え、特に後期高齢者の方が増えていくということになると、医療介護の連携、それから在宅生活の限界点の引き上げ、そしてそれを支える介護人材の確保は非常に重要な課題になる。見直しの時期に入っており、給付と負担のバランスという点では、保険料の設定等にも影響をおよぼすことになる。できる限り負担が伸びないように、そして給付が充実できるよう議論をしてきた。

（2）障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

資料3「武蔵野市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 中間のまとめ（案）」を事務局が説明。

【委員】 地域で安心して暮らしていけるために、この計画に盛り込んでいる大きな課題としては、地域移行支援である。この間にコロナの影響もあり、前回の目標に及ばないことや、実態にそぐわない状態もあった。それをいかに改善していくか、そういう項目も厚みを持って盛り込まれている。特に精神科病院からの地域移行を考えた時、すでに高齢となっている方が圧倒的に多い。そうすると高齢者福祉との連携は欠かせない。高齢者福祉の問題でもあるという視点を持って、本日はいろいろなご意見をいただきたい。

【委員】 相談だけでは、実際に課題となっていることの解決が難しい。実際に利用できるサービスの充実とそのサービスを支える人材の確保が非常に大きな課題である。

（3）第5期健康推進計画・食育推進計画・自殺総合対策計画

資料4「武蔵野市第5期健康増進計画・食育推進計画・自殺総合対策計画 中間のまとめ（案）」を事務局が説明。

【委員】 健康は、生まれてから亡くなるまで全ての市民に関係するテーマである。より多くの方に計画を見ていただき、自分のどこに関わりがあるのかを知っていただき、それを日常生活に生かしていただければと思う。特に部会の中では、あまり健康に関心のない人たちにどうメッセージを届けるのかという課題があり、説明の中でも連携という言葉がよく出てきている。地域のいろいろな関係者の方と連携をしながら、より多くの方に情報が届くことを願っている。生活習慣病予防という観点では、健康診査、がん検診の受診率の向上、受診後の再検査の受診率の向上等を考えていく必要がある。その辺りも連携しながら進めていければと思う。

【委員】 武蔵野市では、健康づくりを目的に、主体となって活動されている方々も多い。そ

ういう方々と連携して一緒に、市民の健康づくりが進められていくと良い。またそういう団体と一緒に無関心層の市民に対して、どのような関わりができるのかという議論されてきた。さらに推進されると良い。

(4) 第6期地域福祉計画・第2期成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画

(5) 第4期健康福祉総合計画

資料5①「武蔵野市第4期健康福祉総合計画 中間のまとめ(案)」、②「武蔵野市第6期地域福祉計画 中間のまとめ(案)」、③「武蔵野市第2期成年後見制度利用促進基本計画 中間のまとめ(案)」、④「武蔵野市再犯防止推進計画 中間のまとめ(案)」を事務局が説明。

【会長】 非常に大きい計画で、地域福祉、成年後見制度、再犯防止という三つのプランと、健康福祉総合計画の4本の策定を主に行ってきた。一つ目の地域福祉計画では、社会的な状況が変わる中、地域人材といった担い手が高齢化していき、共働き世帯も増え、これまではいわゆる専業主婦が戦力となってきたが、そのような状況ではない中、どのように新しい方々に関われるのか、重点的な議論を行っている。また、重層的支援体制整備事業について、高齢、障害とこれまでそれぞれ別個にやってきた。国でも、ある程度横断的にやっていくことが言われている。言うのは簡単だが、しっかりとした具体的な体制を作ることはかなり難しい。ぜひ委員にも、さまざまないろいろな視点から見てご意見をいただきたい。二つ目の成年後見制度利用促進計画に関しては武蔵野市では、福祉公社が成年後見事業をやってきており、調査結果から成年後見制度の認知度も他市に比べて非常に高いことがわかっている。独自の展開をしてきたということを生かしながら、今後増えていくニーズについてもぜひ委員からご意見をいただきたい。三つ目の再犯防止計画は、新規の計画となる。保健・医療的な対応を重視する、それから住居の確保等を重視しながら、地域に包摂されるような計画を作っていく必要がある。ただその上で、再犯防止は犯罪を犯した人だけにフォーカスを置いても、社会的に合意が取れない難しい問題でもある。計画を作ることによって、再犯防止の実効性を高められるかなども議論している。実際、犯罪者は減ってるが、武蔵野警察署管内では再犯者率が高いという状況においてどう対応するかが非常に重要な問題となる。しかしこの対策が監視社会のようなものにつながると意味がない。市民生活をしつつ、安心して更生できるということが重要なので、管理するという形ではなく、地域に包摂されるような支援体制をどう作るか議論をしてきた。最後に健康福祉総合計画だが、これは福祉分野に横串を刺す計画となる。それと同時に、武蔵野市全体で非常に重要な計画になる。ここで揚げた「武蔵野市ならではの」の「ならではの」とは一体何か、引っかかるところがあると思う。困難を抱えた人々を支えていく計画であり、横串を刺しながら、横断的に考えていくものになっている。

【副会長】 成年後見制度利用促進基本計画で、この計画の共通基盤として、権利擁護支援とい

う考え方をしっかりと置いたことが一つの大きなポイントである。成年後見制度の利用ニーズは高まっていくと予測されているが、何のための制度なのか、あくまでも権利擁護であり、それをしっかりと押さえた計画という議論があった。それから再犯防止では、この計画が市民による差別や偏見につながらないように、どう配慮していくのかも話し合われた。再犯防止推進計画を前面に出すのではなく、その計画の目的ということで、「地域で孤立することなく 誰もが受け入れられるまち」といった理念的なものを打ち出す必要性があるのではないかということも議論した。

【(1)～(5)までの中間のまとめ(案)についての議論】

【会 長】 健康推進計画の検診について、がん検診の受診の向上とあるが、例えばいつでも予約できるというのではなく、初めから日時を提案するというように、人々の行動を計画的に誘導するナッジの活用等をぜひ検討していただきたい。また、基本施策4の妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に関しては、妊娠前から考えなければいけないのではないか。ただ、これはやり方を失敗すると、強制みたいな形になるので注意する必要がある。男女両方に対して様々な情報提供を包括的な観点で考えてもいいのではないか。計画策定の中で議論等が行われていたら教えていただきたい。

【事務局】 がん検診等は日程が決まっている。特定健診については、以前は誕生日ごとに受けられる期間が決まっていたがコロナの影響等もあり予約制とした。日程が決まっていたほうが行きやすいが、その期間に行けなかった場合に振替などの課題がある。メリットやデメリットについて考えたい。

【事務局】 現在健康課では母子保健事業として、妊娠届を受領した後から面接などの具体的な支援がスタートする。今回の計画にもある予期せぬ妊娠や、予想外だったという場合がある。妊娠届を出された方であれば、専門職が伴走型の相談支援で対応できるが、妊娠届を出されてない方、出産で困ったり迷っている方に対する相談窓口の周知が必要とのご意見をいただいている。今回の計画の中でも、そういった妊娠届を出す前の、妊娠等に対する相談窓口の周知が必要と考えており、今後様々な機会を通じて周知・啓発活動に努めていきたい。

【会 長】 妊娠期に関して、不妊の問題や将来的なことを考えたとき、特に学校卒業後に、わかりやすく統一的な性教育を受ける機会はない。そういった現状の中でどのようなアプローチが取れるのか、非常に難しい問題である。すぐに対応を取れるとは限らないが、いろいろなニーズもあるのではないか。少子化の問題もあり、不妊も長くなると非常にストレスにもなり、それは大きい意味では福祉や健康の問題でもある。

【委 員】 武蔵野市医師会の中で、行政の標準化ということが今非常に問題になっている。その一環として健診システムも全部標準化しようという動きがある。令和7年度中での標

準化ということを、この健康推進計画の中では触れなくてもいいのか。

【事務局】 標準化について、細かな情報がまだ出てない状況である。検診については医師会とも協力をし、現状の体制となっている。現時点ではまだ見えていないため、今後詰めていく段階である。標準化等についての記載は、医療DXに記載がある。武蔵野市として何ができるのか、医師会とも何ができるようになるのか、引き続き情報収集をしながら、進めていきたい。

【委員】 健康福祉総合計画の15ページに各個別計画の基本目標や基本政策が一覧になっているページがある。それぞれ基本目標を設定されているが、例えば健康推進計画や食育では、最後に武蔵野とついたり、武蔵野市とついたり、統一性のない表記になっている。こういう表現は統一した方がいいのではないかな。

【事務局】 表記については見直し、修正をかけていきたい。

【委員】 基本目標、基本理念、基本方針、基本視点と基本的視点、基本施策、重点施策、重点的な取組み、基本認識など、いろいろな言葉が出てくる。今までの流れや作り方もあるので一致しないとは思いますが、一方で市民から見たときに、やはりわかりづらい。この審議会ができたので、横に並べてみて比較検討して整理するのも必要ではないかな。二つ目は、健康福祉総合計画で、「武蔵野市地域医療基本構想2017」について、どのように取り扱えばいいのかな、市側のお考えをお聞かせいただきたい。三つ目は、今後、意思判断能力はあるが、身寄りがいないといった場合、入院や手術の同意、施設入居契約の同意や、その他契約行為の締結・解約等の手続きができないというような方も増えてくる。また、デジタルの世界では、亡くなった後もデジタルデータが誰も手続きできないと残されてしまうといったことや、インターネットに拡散された情報に至っては誰も手が付けられなくなるといったことなど、各種の問題がある。そういった日常生活上の諸手続きの取り扱いの問題が出てくる。行政は申請が前提なので、来られない人達をどうするのか、これらは各計画に共通して出てくる課題であると危惧している。

【事務局】 この審議会ですべて各個別計画を一体的に横に並べて見る機会ができた。本計画では「武蔵野市ならではの地域共生社会の実現」ということで、部全体分野に跨る理念として置きそれぞれの各個別計画で基本目標を出し、その中で基本施策をうたっていく形で全体の整理をしている。ただ細かい部分で違いが散見されるので、そこは議論の余地があると考えている。3点目の権利擁護・成年後見制度について、国の第二期計画でも権利擁護支援という方向に舵を切っているところが見受けられる。それを踏まえて武蔵野市の成年後見制度利用促進基本計画でも、意思判断能力はあるが、身寄りの方がいない、それを伝えて拾い上げるすべがないという部分に対して支援を向けて

いくべきと考えている。現在の取組みでは、基盤整備としては終了したので、次に権利擁護支援をどう進めるかまとめていきたい。

【事務局】 武蔵野市福祉公社では、つながりサポート事業という身元保証の事業を行っている。それは単なる身元保証ではなく、あくまでもつながりをサポートする目的である。課題は低所得者の方で必要のある場合にどうしていくか。つながりサポートは、有償サービスのため、ある程度支払いができないと利用できない。もう一つは、あんしん住まい推進協議会という居住支援協議会を作っており、そこでは身元保証会社を使った場合の助成制度をしている。民間の身元保証会社はたくさんあるが、質の担保がされていないということがある。質の担保をどうしていくのか、事業所自体をどう選定するのかというところで、なかなか手が出ないという現状がある。

【事務局】 本市の「武蔵野市地域医療基本構想（ビジョン）2017」は計画の横串を指すものとして平成29年5月に策定された。計画の内容は、病床や医療体制等の確保、医療介護連携、認知症への対応、人材確保・育成などが記載されている。社会状況の変化もあり、計画に書かれた内容も変化している。今後の方向性等について、現在策定を進めている各計画の中に盛り込んだ上で進めていきたい。

【会長】 私からも補足する。例えば健康福祉総合計画の中間まとめの計画の位置付けのところで、「健康福祉総合計画と個別計画は、武蔵野市地域医療基本構想（ビジョン）2017を踏まえた計画として」と書いてある。その「ビジョン2017とそれ以降の変化を踏まえた計画」という形で書き換えていただければと思う。地域医療構想が、現実とずれてしまっている部分があるのは事実であり、それを、それ以降の社会変化ないしは地域医療の変化を踏まえて、必要な事項等を考えていくという形になると思う。ただ基本構想をいつ改定するかは何とも言えないところである。

【委員】 障害の方でも話しが出たが、高齢者も居住を拒否されるということが起こっている。国土交通省の方では高齢者住まい法とか、高齢者を拒否しないような施策を展開している。次に居住の確保だけではなくて、これから生活全般にわたって様々な諸契約とか、そういうことが出てくる。国でも身元保証について取り組んでいくことになっており、注視していただきたい。市としても、総合相談窓口でおそらく様々な相談が寄せられることになるので、市民がどういうことでお困りになっているのかを情報収集して、研究していただきたい。

【事務局】 武蔵野市福祉公社ではつながりサポート事業など、様々なサービスを提供している。大きな課題として、身元保証サービスをやっているところが、果たして信用できるかどうか。福祉公社では、入院・入所用の預託金を預かり、何かあったときに代行して処理するというサービスを考えている。今年度中にモデル事業として着手

できるかどうかという状況だが、来年度には本格実施したい。ただ一定程度の経済的な負担ができないと、そういったサービスを提供できない。まずは有償で開始し、その上で課題を抽出し、さらに検討していくといった段取りで進めていきたい。

【副会長】 高齢者福祉計画や健康推進計画で、デジタル技術の活用というのが何回か出てきている。デジタル技術の活用というのはすごく広いので、具体的にどういうことをイメージしているのか、教えていただきたい。健康推進計画のところでは医療DXやオンライン資料といった例が示されているが、高齢者福祉計画では、フレイル予防や見守り機能で、どのようにデジタル技術を活用していくのか、市民の方にもイメージできるようなものがあると良い。

【事務局】 フレイル予防でのデジタル技術では、例としては、目標をみんなで共有して、何らかのインセンティブが働きフレイル予防になるようなアプリの活用といったものを考えている。今後は、高齢になってもスマホ等が使える世代となるため、スマホ等で何かできるものはないかとイメージしている。もう一つ、見守りでは、例えば、センサーを設置し、それが一定の時間、作動しない場合に連絡が来て、安否確認に行くといったデジタル活用である。デジタル技術を使った仕組みを市で導入できるものがあればイメージしている。ただ具体的に書いてしまうと、かえって縛られてしまうと考え、計画の記載では具体的な記載としていない。

【委員】 改めて、非常に多くの課題があることを認識した。計画が策定された後は、現場でこれらの課題に対応していかなければならないが、こういった課題に対して、ベテランのケアマネジャーの方や現場の方にどのように周知し、対応や研修など、現場の方に関しての研修等、もし予定があれば教えていただきたい。

【事務局】 障害分野では、事業者への情報周知は喫緊の課題と考えている。課題として認識があるため計画には、事業者の支援として訪問させていただき、事業者連絡会などを作り、情報共有の場、情報提供の場を設けたいと考えている。

【事務局】 人材確保の問題は地域福祉の福祉分野全体に関わる喫緊であり最大の課題と認識している。地域包括ケア人材育成センターでは、情報の提供として、様々な研修の機会や育成養成に向けた情報提供等の取組みを行っている。人材の確保については、新しい人材の掘り起こしや、既に働いている方の離職防止・定着と、いろいろなチャンネルがある。まずは知ってもらい、興味を持ってもらい、つながっていく、そういう研修や情報提供というのは大きいポイントだと認識している。そういうところを計画の中でもどうしていくのか考えていきたい。

【委員】 一つ目、どの事業所でも人材不足の話があり、福祉の業界も人材の確保が難しいと実感している。それでも人材は必要になるので、武蔵野市での人材確保の方法を考え

ていくことが大事である。今の若い人たちが見ているチャンネル、SNSでつながっていきというような、若い人特有の興味の持ち方がある。そういう若い層へのアプローチを考えていく必要があるだろう。若い人たちからも話を聞きながら進めていくことが必要ではないか。二つ目、第4期健康福祉総合計画の概要版4ページの重層的支援体制の整備について、2行目の説明に「包括的な支援体制」という言葉があり、4ページの重層的支援体制整備事業の図の包括的相談支援事業という点線の枠囲いがある。これは6ページの武蔵野市版の図と解釈している。市民社協、福祉公社も構図の中に入っているため、社会福祉法人武蔵野でも子どもから高齢者まで相談を受けているため、この中に入れていただきたい。

【事務局】 1点目の人材の確保として、若者へのアプローチ・学生のアプローチの重要性は認識している。人材発掘という面では、若い層への効果的な情報提供について検討している。例えばケアオリンピック武蔵野では、近隣の福祉看護系の学生がボランティアで参加をする、杏林大学と包括連携協定を結び、杏林大学の学生がコンテンツの紹介をする等の取組みを、行っている。すでに働いてる方の離職防止も必要である。地域包括ケア人材育成センターの取組みの一つとして、プロジェクト若ばがある。これは、現在活動している若者の離職防止、定着促進の働きかけとして取り組んでいる。具体的には40歳未満の若手の職員が集まる場を作っている。オンラインも活用しながら情報共有をしている。自身の事業所での実践や課題について、事業所を超えて横の関係でつながれる、連携の場となっており、新たな気づきの場としても成果が上がっている。2点目の重層的な支援体制整備について、国の重層的支援体制整備事業として三つの事業がある。一つ目が包括的な相談支援体制の整備、二つ目が社会参加支援、三つ目が地域づくりである。この三つを一体的にまわしていこうということである。概要版の6ページの図は、武蔵野市の取組みとして、令和3年度から福祉総合相談窓口を設置し、そこを軸に、事例の研究を行いながら、武蔵野市版の包括的な相談支援体制を整備しているという図になる。

【事務局】 総合支援調整会議として、庁内の調整などを進めてきた。途中から市民社協、福祉公社、ひきこもりサポート事業といった委託先などが入り、この夏から保健所も入って、少しずつその連携を広げている。こちらも検討させていただきたい。

【副会長】 この表題からのイメージと、実際に行われている相談支援の調整会議メンバーの構成と、包括的な相談支援体制のイメージが違うのではないかと。

【事務局】 総合支援調整会議を重層的な包括的な相談支援体制を作るための軸、考えるための機会と考えている。誤解を生むような表現となっているため、検討したい。

【会長】 包括的支援体制は行政的な視点である。市民の視点からは、何よりも福祉総合相談

窓口がある。市民の目から見たらどのように見えるのか、少し違う視点から見ることを意識していただきたい。

【委員】 高齢者福祉計画・介護保険事業計画で、フレイルの予防対策の記載があり、健康づくり計画でも高齢者等を対象としたフレイル予防の記載がある。年齢が75歳以上になると制度が変わる。75歳になる前の健康づくりで行われる対策と75歳以上のフレイル予防について、どのようにつなげようとしているのかを教えてください。

【事務局】 高齢の中間まとめ39ページにある高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施があり、令和6年までにすべての市町村での実施が求められている。後期高齢医療のビッグデータをうまく介護予防に活用するという事業だが、武蔵野市ではどのようにやるのかを記述している。具体的には保健師を配置し、健康課と保険年金課、高齢支援課でデータを使い、介護予防事業にどう使っていくのかの仕組みを検討している。

【委員】 75歳以上に関する事業はわかったが、75歳までと75歳以上のつながりはどんな感じになっているのか。

【事務局】 75歳以上の方のデータしかないので、例えばポピュレーションアプローチについては高齢者支援課の事業では75歳以下も含めて事業を行っているのですが、ハイリスクアプローチは75歳以下の方は少し難しいかもしれない。

【事務局】 現在は国民健康保険被保険者の方と、後期高齢医療の被保険者の方のデータの連動はできていない。国民健康保険被保険者は武蔵野市の人口の約20%であり、他の80%の方の健診データとか、人間ドックのデータ等については、まだ活用できていない状況である。

【委員】 令和6年3月までに事業所ではBCP計画の策定が義務付けられている。高齢福祉では、ケアマネジャーが薬局を含めた医療機関や、在宅介護・包括支援センター等につながっている人の安否確認はできる。しかし災害時にはそういった情報をそこに集約し、またどのように情報発信され、私たちはどのようにその情報を集めていくのか、その辺りのことをお伺いしたい。

【事務局】 事業所のBCPと災害時における支援体制との連動性は検討が必要である。災害時には、市の防災の仕組みとして避難行動要支援者事業により、避難所を立ち上げてから、近隣の支援が必要な方への体制は整備している。その中でさらに地域社協等と連携し、災害時要援護者対策事業も行っている。あらかじめ、発災時に支援と安否確認が必要な方に手挙げしてもらい、その方の支援体制を組んでおくことで、すぐに安否確認できるような体制である。

【委員】 そういう情報がサービス事業者や市民に伝わっているのか、疑問である。もっと周知が必要ではないか。

【会長】 個人情報の課題もあり何らかの仕組みを使って考えないといけない。ぜひご検討いただきたい。

【委員】 全体を通して考えた時、年齢で区切れるもの、区切れないものが出てくる。年齢だけではなく、ちょうどその狭間の方が取りこぼされないように、全体の計画を作り上げていけると良い。

【委員】 しっかりと計画されていると感じた。ただこれが市民にどれだけ届いていくのか、自分ごととして届いていくのか疑問である。資料としてもすばらしいデータが載っている。ただ自分が必要としている内容を探すのには苦勞する。本当に自分ごとになって初めて、どんな支援があるのか考えることが多い。これらの計画が本当に市民に伝われば、それぞれの市民が、自分にとって何が必要なのか、どこが当てはまるのかを考えるきっかけになるのではないか。市民の方に伝わるようにしてほしい。

【事務局】 まさに計画を作ることが目標ではなく、その計画に基づいて、どういう支援を、どういう施策を打っていけるか、絵にかいた餅にならないよう、必要な方への周知が行政の大きな課題である。必要な方、今後必要となるような方、それから現在は元気な一般の市民の方にも、市がこういうことを考えて、こういう施策を打っていかうとしていることをどう伝えていくか検討していきたい。この後パブリックコメントや市内3か所で市民意見交換会もある。自分ごとと思っていないとその機会に参加しないと考えられる。多くの人にどう届けていくのか、いろいろなチャンネルを使い考えていきたい。

【会長】 潜在的に必要な方々に届くための工夫が検討できると良い。これで各個別計画の中間まとめについての議事は終了とする。

7 その他

(1) 健康福祉総合計画及び各個別計画策定 今後の予定について

資料6「令和5年度 第4期健康福祉総合計画及び各個別計画策定 今後の予定」を事務局が説明

(次回日程について)

令和6年2月8日(木) 午後1時30分～4時 於 市役所811会議室

8 閉会